

## 猪名川町地域脱炭素再エネ導入計画策定業務委託仕様書

### 1. 業務名称

猪名川町地域脱炭素再エネ導入計画策定業務委託

### 2. 業務の目的

2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。また、2021年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

猪名川町においては、脱炭素社会の実現に向け、これまで実施してきた地球温暖化対策を更に推進するため、2023年2月に「猪名川町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すこととした。

以上のことから、本業務は、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を策定し、その目標を実現するための具体的施策等を盛り込んだ計画を策定するものである。

### 3. 業務の内容

#### (1) 基礎情報の収集・整理

既往資料の収集整理を行い、自然的・経済的・社会的条件等の地域特性を整理のうえ、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組を収集・整理する。

#### (2) 温室効果ガス排出量と将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース BAU）について推計を行う。

また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関して、複数のパターンについて推計を行う。

#### (3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成した社会に向けた脱炭素シナリオと将来ビジョンを作成する。

なお、各行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

#### （４） 再生可能エネルギーの導入目標の作成

温室効果ガスの将来推計にともなうシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮し、種別毎に導入目標を設定する。また、再生可能エネルギー種別毎の導入ポテンシャル、現状の町のエネルギー消費量に対する温室効果ガスの削減効果を検証する。

上記の検討結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は最終年度と中期目標を設定する。

#### （５） 政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正・適地の概略検討を行うとともに、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討を行う。合わせて、施策の実現に向けた進捗管理・実施体制の検討を行う。

#### （６） 会議等の開催支援

本事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等について、以下の２つの会議の開催を予定している。

##### ①猪名川町環境審議会

##### ②猪名川町地球温暖化対策推進会議\*仮称（庁内会議）

受託者は、①の会議のうち、町が指定する２回については出席し、資料提供や助言及び議事要旨の記録を行うものとする。また、その他の②の会議開催の際には、町の求めにより資料提供等を行うものとする。

#### （７） 報告書の作成

上記までの内容をとりまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成する。

#### 4. 実施期間

契約日～令和6年1月31日（水）まで

#### 5. 履行場所

猪名川町上野字北畑11番地の1

#### 6. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① 業務報告書 50部
- ② 業務報告書（概要版） 200部
- ③ その他関連資料 2部
- ④ 住民説明会用パワーポイント 1式
- ⑤ 上記電子データ（CD-R） 1式

#### 7. その他

- (1) 本業務は、「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用するため、本補助事業の主旨に沿った業務運営を行うこと。
- (2) 本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない内容については、町の担当者との協議の上定める。
- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び町から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (5) 猪名川町情報公開条例及び個人情報保護条例を遵守すること。